

ただし、施行日から6カ月以内に開催される株主総会については、従前どおりの招集手続がとられるため、ウェブ開示を利用することができるとしておく必要がある。また、ウェブ開示は、当該株主総会に係る招集通知を発出する時から当該株主総会の日から3カ月が経過する日まで行わなければならない。施行日から最長9カ月を経過する日までの間継続して行う必要がある。これらの事情から、ウェブ開示を可能とする定款の定めは、施行日から9カ月が経過する日までは従前どおりなお効力を有する旨を附則に定めておく必要がある。

*

以上、3点の定款変更をするのが一般的となると考えられるが、この点については、全国株連合会が、2021年10月、本制度に対応した定款モデルの改正を公表している⁶⁾。当該定款モデルの内容も踏まえつつ、本制度に対応した定款の定めとして、たとえば、**図表3**のような定款変更をすることが考えられる。

⁶⁾ https://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2021_05.pdf

第3章

本年総会であわせて検討したい

バーチャルオンライン

ウェブ開示・V.O総会に伴う定款変更の留意点

【この章のエッセンス】

- 2023年2月28日までに招集手続が開始される定時株主総会について認められるウェブ開示の特例を利用して、貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項等についても、ウェブ開示を行うことが考えられる。
- 株主総会資料の電子提供制度に係る定款変更にあわせて、バーチャルオンライン株主総会の開催を可能とするための定款変更も行うことが考えられる。

ウェブ開示の拡大の特例

(1) ウェブ開示の対象の拡大

本制度に関連した制度変更とし

て、基本的に本制度の本格適用が開始されるまでの間の特例ということになるが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ウェブ開示の対象となる事項を一定の要件のもとで拡大する特例が存在する。

すなわち、2021年12月13日、

「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（令和3年法務省令45号）が公布・施行され、当該施行の日から2023年2月28日（上場会社における本制度の適用に係る経過措置の満了日）までに招集手続が開始される定時株主総会に限り、ウェブ開示の対象事項が拡大されている（会施規133の2、⁷⁾）。

具体的には、次に掲げる事項（以下、「特例事項」という）がウェブ開示の対象として追加されている。

- ① 事業報告に表示すべき事項のうち、次の事項および事業報告に係る監査役等の監査報告
 - ・当該事業年度における事業の経過およびその成果（会施規120④）
 - ・対処すべき課題（同項八）
- ② 貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項ならびに計算書類に係る監査役等の監査報告および会計監査人の会計監査報告
 - ※②については、計算書類およびその附属明細書についての会計監査人の会計監査報告に無限定適正意見が付されていること、その他計算書類の承認の特則（会社法439）が適用されるための要件（会計規135）と同じ要件を満たしている必要がある（会計規133の2①各号）。そのため、計算書